



議案第八十六号

三朝町農業共済条例の一部改正について

次のとおり三朝町農業共済条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十六条第一項の規定により、本議会の議決を求めらる。

昭和五十八年十二月二十二日

三朝町長 松村喬成

昭和五拾八年拾貳廿叁日 原案可決

三朝町議会議長名越典由



三朝町条例第

号

三朝町農業共済条例の一部を改正する条例

三朝町農業共済条例（昭和三十九年三朝町条例第十一号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項第三号中「出生後第五月の月の末日（法第八十四条第一項第三号の規定により主務大臣が特定の地域についてその日前の日を定めるときは、その地域については、その主務大臣の定めた日）」を「出生後第四月の月の末日」に改める。

第十一条第六項中「承諾の時」の下に「（共済目的の譲受けの前に承諾があつた場合は、譲受けの日）」を加える。

第三十条を次のように改める。

（共済掛金率）

第三十条 農作物共済の共済掛金率は、共済目的の種類ごと及び法第七百七条第三項の規定により、第二条に規定する区域を分けた地域ごとに、当該地域に係る地域基準共済掛金率と同率とする。

第三十六条第一項中「するものとする」を「することができ」に改める。

第四十七条を次のように改める。

(共済掛金率)

第四十七条 蚕繭共済の共済掛金率は、共済目的の種類ごと及び法第百八条第一項の規定により鳥取県知事が定めた地域ごとに当該地域の属する危険階級の蚕繭基準共済掛金率と同率とする。

第五十三条第一項中「するものとする」を「することができる」に改める。

第五十七条第一項中第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三 申込みに係る家畜の飼養場所

第七十条第五項中「到達した日」の下に「(共済目的の譲受けの前に当該承諾の通知が到達した場合は、譲受けの日)」を加える。

第七十一条第一項中「別表第三」を「第七十四条第一項の家畜共済掛金率等一覧表」に改める。

第七十三条第一項を次のように改める。

(共済掛金率)

第七十三条 家畜共済の共済掛金率は、共済目的の種類ごとに次の各号の率の合計率とする。

一 第二条に規定する区域の属する地域に係る法第百十五条第一項第一号の共済掛金標準率甲と同率

二 第二条に規定する区域の属する地域に係る法第百十五条第一項第二号の主務大臣の定める率と同率

三 第二条に規定する区域の属する地域に係る法第百十五条第一項第三号の共済掛金標準率丙と同率

第八十六条第一項中「家畜で当該家畜共済加入者が当該共済掛金期間の開始の時において現に飼養しているものの頭数が、乳牛の雌にあつては三頭以上、肉用牛にあつては五頭以上、馬にあつては四頭以上、種豚にあつては五頭以上」を「加入者負担共済掛金の金額が一万円以上」に改める。

第八十八条の十三第二項中「別表第五」を「別表第一」に改める。

第八十八条の二十一第一項中「するものとする」を「することができる」に改める。

第八十八条の四十第一項中「するものとする」を「することができる」に改める。



第八十八条の六十^二第一項中「するものとする」を「することができる」に改める。
第九十八条第二項中「充てることができる」を「充てる」に改める。
別表第一から別表第四までを削り、「別表第五」を「別表第一」とする。

附 則

この条例は、鳥取県知事の認可のあつた日から施行する。